

チェーンソー特別教育修了者のための補講について

平成31年2月に、伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、労働安全衛生規則第36条第8号又は第8号の2に掲げる業務に係る特別教育修了者は、令和2年7月までにお持ちの修了証に応じた補講を受けなくては、令和2年8月以降、チェーンソーを用いた伐木等の作業に就くことができなくなりました。

このため、林災防鹿児島県支部では、これまでに伐木等の業務に係る特別教育修了者が、今後ともチェーンソーを用いた伐木等の業務に就くことができるよう「科目の省略」による「補講」を令和元年10月から実施しています。

補講は、令和2年度も県内各地区で実施することとしており、早めの受講をお願いします。

なお、受講者が20名程度以上まとまれば、希望される場所での出張講習も行っていますので、当支部までご相談ください。

○特別教育の改正（施行日：令和2年8月1日施行）

- (1) 労働安全衛生規則第36条と同条第8号の2の統合
- (2) 安全衛生特別教育規程第10条の見直しに伴い、新カリキュラムは「造材の方法」及び「下肢の切創防止用防護衣の着用」を追加し、特別教育の講習時間(学科と実技)は現行16時間から18時間へ改正(2時間増加)

○現行特別教育修了者に対する科目の省略（経過措置）

現行特別教育修了者は、次の補講を受けることにより、新カリキュラムの講習を省略することができます。

【補講の区分】

区分	補講のコース	学科	実技	計
イ	労働安全衛生規則第36条第8号修了者	2時間	30分	2時間30分
エ	労働安全衛生規則第36条8号の2修了者 (森林ボランティア技術研修等で受講した方)	3時間	2時間	5時間

